

氏名(本籍)	楊 子 震 (台湾)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博甲第5980号
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	帝国日本の崩壊と国民政府の台湾接收 -戦後初期日台関係における脱植民地化の「代行」-

主査	筑波大学教授	Ph.D.(国際関係)	赤根谷 達 雄
副査	筑波大学教授	博士(法学)	波多野 澄 雄
副査	筑波大学教授	博士(法学)	首 藤 もと子
副査	筑波大学准教授	博士(法学)	小 嶋 華津子
副査	筑波大学准教授	博士(社会学)	山 本 真

論 文 の 内 容 の 要 旨

第二次世界大戦の敗北によって日本は植民地を放棄することになるが、その一つが台湾である。解放後の台湾は大戦中のカイロ宣言(1943年)において「中華民国に返還」することが約束され、連合国の一員として対日戦争に勝利した中華民国政府(以下、国民政府)は台湾の接收に乗り出すことになる。本研究は、国民政府による台湾接收政策を台湾の「脱植民地化」や「国民統合」という観点から検討したものである。台湾の「脱植民地化」の特異な点は、統治国であった日本も、台湾住民も自ら植民地としての過去を清算する当事者とはなり得ず、主に国民政府が「代行」する形となったことである。これを本論文では「脱植民地化の代行」と呼んでいる。こうした台湾の特異な「脱植民地化」の過程は、日本統治時代に「日本臣民」であった台湾住民の処遇や在日台湾人の法的地位という国民政府の国民統合にかかわる重要な問題をはらむものとなった。

本論文は、まず序章において上記のような台湾の脱植民地化の特徴を議論したうえで、第一章(「解放者の準備—国民政府におけるカイロ会談への政策決定過程」)では、カイロ会談における国民政府の対日戦後処理構想について、国民政府の政策集団である「国際問題討論会」が立案の中心であったこと、国民政府にとって台湾・澎湖の中国への復帰は対日戦後処理構想において重要な位置を占め、日本の再侵略の抑制とは不可分な関係にあったことが指摘される。

第二章(「植民者の帰還—在台日本人の引揚及び留用」)では、敗戦直後の国民政府による在台日本人の留用政策は、その実態から見れば経済開発・戦後復興を意図したものというより、台湾接收に寄与できる有用な人材を優先したものであったことが明らかにされている。第三章(「他者の排除—国民政府の対在台沖縄人・朝鮮人政策」)では、国民統合という観点から、自国民に属するかどうか未定である沖縄人、あるいは自国民として統合の対象にならない朝鮮人を共に他者と見做し、排除の対象としたことを明らかにしている。

占領下の在日台湾人(台僑)の法的地位の問題も台湾の脱植民地化と国民統合にかかわる重要問題であった。第四章(「『我々』の確認—戦後初期在日台湾人の法的地位と渋谷事件」)および第五章(「悲劇の前後—

渋谷事件から総司令部覚書発令までの政治過程)は、1946年7月に起こった日本警察と台湾人露店商との衝突事件(渋谷事件)を事例にこの主題を論じている。戦勝国であった国民政府は、日本の敗北によって台僑の国籍は中国国籍を恢復したとみなしたが、日本政府は台僑の地位はサンフランシスコ平和条約によって決定されると主張し、連合軍総司令部(GHQ)や米政府の立場は揺らいでいた。渋谷事件は台僑の不安定な法的地位の問題を顕在化させると同時に、事件解決をめぐる折衝を通じて、台僑の中国国民として統合が進むことになった。国民政府にとって台僑の処遇問題は、戦後処理問題であると同時に、彼らを中国国民として国際的に確認する問題でもあったが、GHQはこうした国民政府の立場を尊重するようになったのである。

渋谷事件は占領軍裁判によって台僑側に不利な判決がくだされ、各地の台湾人エリートの反発を呼んだが、彼らの反発は、台僑と中国人との国民統合(「我々意識」の醸成)を目的とするものであったとされる。台僑の法的地位を中国人並と認めたGHQの「中国人の登録に関する総司令部覚書」(47年2月25日)の背景にはこうした動きが存在した。しかし、その直後、台湾では国民政府による国民統合の失敗を意味する二・二八事件が発生することになる。

終章は、各章の要約とともに、当事者不在のまま国民政府によって代行されることになった台湾の「脱植民地化」と日本の「脱帝国化」との関連について今後の研究展望を述べている。

審査の結果の要旨

植民地帝国であった日本の「脱植民地化・脱帝国化」という問題は、最近の現代史研究の重要なトピックとなっている。日本の場合、敗戦による帝国の解体と植民地の清算とが重なったために、旧支配者であった日本が「脱植民地化」のプロセスに直接関与することはなかったが、加えて台湾は、戦勝国であった国民政府が台湾接收にあたったため、台湾住民が「脱植民地化」に直接関与することもなかった。本論文は、こうした台湾の特異な「脱植民地化」の過程を国民政府の台湾接收政策の分析を通じて、台湾の「脱植民地化」も日本の「脱帝国化」も、当事者不在のまま、国民政府によって「代行」された経緯、さらにそれが国民政府にとっての「国民統合」という問題にどのような影響を与えたのかを論じたものである。

本論文の意義は、第一に、国民政府の対日戦後処理構想について、国民政府の対日戦後処理政策の立案に、実務責任者や有識者を構成員とする「国際問題討論会」が開戦前から大きな役割を果たしていたことを明らかにしている。この討論会における議論の検討から、カイロ会談に先立つ早い段階から満洲と台湾・澎湖諸島の接收、朝鮮半島の独立支持が国民政府の既定の方針であったこと、その反面、琉球諸島の帰属についてはカイロ会談まで曖昧であったこと、などが明らかにされ、賠償問題や戦犯問題に関心を集中させてきた従来の研究に新たな知見を加えている。

第二は、在台の朝鮮人や沖縄人の処遇問題を、在台日本人の留用策(技術者や専門家の台湾残留)や引揚げ政策のなかに位置づけ、国民政府にとっての「国民統合」という課題に迫っていることである。台湾接收を急ぐ国民政府は、日本本土出身者を排除するのみならず、自国民に属するかどうか未定であった沖縄人、あるいは自国民として統合の対象にならない朝鮮人を共に「他者」と看做し、排除の対象としたことを明らかにしている。

第三は、在日台湾人(台僑)の法的地位問題に関連し、1946年7月の渋谷事件の意義を明らかにした。すなわち、国民政府は、台僑の国籍は中国に「恢復」したものと一貫して主張していたが、台僑の処遇は平和条約によって確定されるべきものと主張する日本政府と対立し、GHQの曖昧な見解も手伝って台僑の法的地位は揺らいでいたが、渋谷事件とその後の処理(占領軍裁判)は、国民政府側の見解に沿った決着が図られる契機となった。国民政府にとっての国民統合という観点からすれば、渋谷事件は「我々集団」「他者

集団」という自他認識の境界を一層明確にすることになったのである。

総じて本論文は、台湾の脱植民地化のプロセスの特異性を「代行」という分析概念によって明らかにすることに成功しているが、台湾における国民統合のダイナミックな内実という点に踏み込もうとするならば、「代行」概念は暫定的であり、やや物足りない感が否めない。とはいえ、著者は、台湾の外交記録、日本外務省記録、GHQ 資料、さらにスタンフォード大学所蔵の「蒋介石日記」など膨大な関連資料を渉猟し、十分な資料的裏付けをもって台湾の特異な「脱植民地化」のプロセスと構造を検討し、上述のような新たな側面を明らかにしている点は、高く評価できる。

平成 24 年 1 月 30 日、人文社会科学学位論文審査委員会審査員全員の出席のもとに最終試験を行い、論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った結果、審査委員全員一致で合格と判定した。

上記の論文審査及び最終試験の結果に基づき、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有しているものと認める。